

はじめに

近畿厚生局は、国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを守るため、厚生行政の政策実施機関として、国民の皆様に身近な、健康、医療、福祉、年金、さらに麻薬取締、健康危機管理などに関する業務を行っております。

平成 25 年度は、再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るための規制、生活保護の医療扶助の適正化、指定薬物の取締り強化、厚生年金基金の特例的な解散など、国民の安全・安心な暮らしに關係する様々な制度改正が行われました。また、26 年 6 月には、厚生労働大臣が年金記録を訂正する手続きを整備する制度改正が行われるなど、今後も様々な制度改正が予定されています。当厚生局は、これらの制度改正の所期の目的を達成するため、所管業務に関し、施行業務を円滑に実施するとともに、公平・公正な制度運営に努めてまいります。

近畿厚生局は、今後とも近畿地区 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。これらを通して、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えています。

本書は、平成 25 年度に近畿厚生局が実施した業務の内容や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様や地方自治体をはじめとした関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 26 年 6 月

厚生労働省近畿厚生局長
金井 雅利